

老朽危険空き家等除却支援事業費補助金

南砺市では、市民の安全・安心な生活を確保し、地域良好な生活環境の保全を図るため、その構造又は設備が著しく不良であるため、居住の用に供することが著しく不適当となったものまたは居住の用に供する見込みがないものと判定された空き家を解体し、除却する場合に補助金を交付しています。

●補助金の対象、補助額、補助率

対象家屋	補助額(上限)	補助率
老朽危険度が100点以上のもの	50万円	1/2
昭和56年5月31日以前の木造家屋のうち、今後の利用流通の見込まれないもの	30万円	1/3

【注意！】原則、交付決定通知書が届いてから工事に着工するもののみ補助対象とします。

まずは現地調査が必要になりますので、解体・撤去前にお問い合わせください。

●申請の対象(下記のすべてに該当するもの)

空き家の所有者又はその委任を受けた者若しくは相続関係人
固定資産税その他の市税を滞納していない者
この補助金の交付を受けたことがない者
一戸建て(附属建物を除く。)
物権(所有権を除く。)または賃借権が設定されていないもの

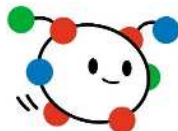
●以下に係る経費は補助の対象外です。

- ・立木伐採処分費
- ・家具及び家電品運搬処分費
- ・土砂搬入、砂利敷き等による敷地整備費
- ・除却工事により通常生ずる損失の補償費

申請様式やこのチラシは、南砺市のホームページからダウンロードすることができます。
南砺市ホームページにて、「老朽危険空き家等除却支援事業費補助金」とお探しくささい。

【問い合わせ先】

南砺市荒木 1550 番地 南砺市役所 2 階
市民協働部南砺で暮らしません課
TEL:0763-23-2037



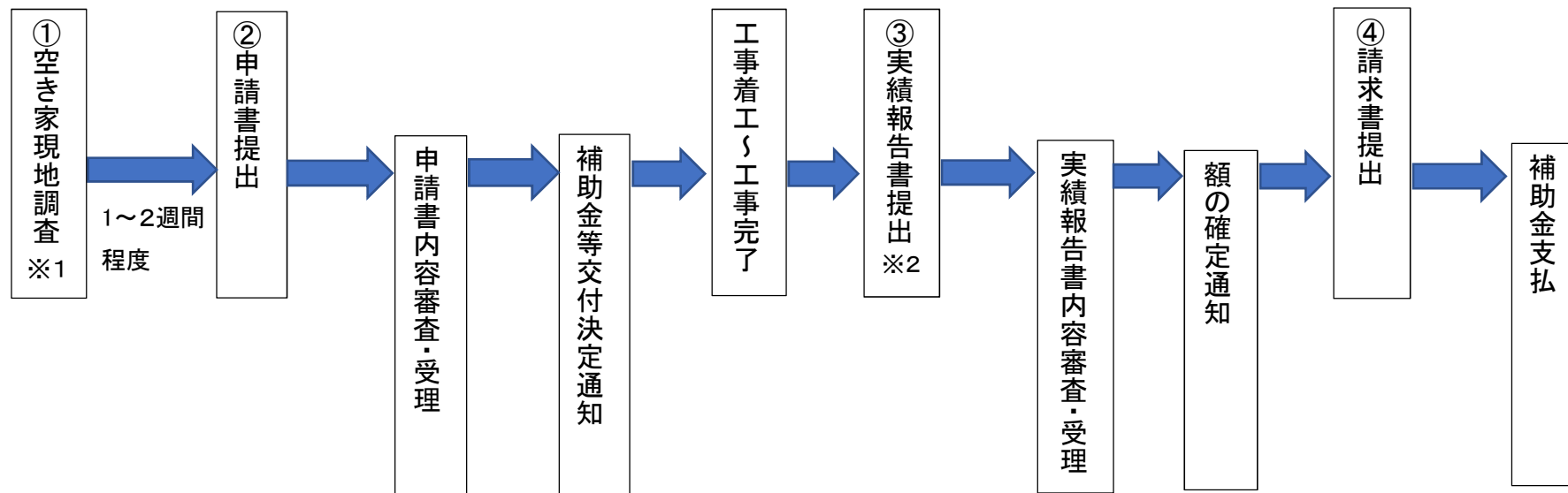
②交付申請に必要な申請書類

	必要な書類	備考
すべての方	☐ 交付申請書(様式第1号)	市役所窓口、ホームページで入手可
	☐ 空き家の現況写真	
	☐ 空き家の位置図	空き家の場所が分かるもの 住宅地図など
	☐ 除却工事見積書の写し	精算内容の内訳がわかるもの 対象経費が否かが確認できるもので、その額が申請書記載額と一致するもの
	☐ 世帯全員の市町村税の完納証明書又は非課税証明書	原本 ・1月1日現在で住所がある市町村窓口で発行 ・高校生以上が提出対象
	☐ 登記事項証明書	富山地方方法務局 砺波支局 住所: 砺波市苗加 353 番地 2

③実績報告に必要な書類

	必要な書類	備考
すべての方	☐ 実績報告書(様式第4号)	市役所窓口、ホームページで入手可
	☐ 除却工事請求書及び領収書の写し	・発注者(=申請者)に対して発行された領収書であること ・発行者の名称、所在地の記入、及び社印又は代表者印の押印があること ※助成対象工事の事業費額との整合が確認できるものとしてください。
	☐ 除却工事請負契約書	発行者の名称、所在地の記入、及び社印又は代表者印の押印があること
	☐ 除却工事着工前及び完了後の写真	
変更がある場合のみ	☐ 工事の変更内容の分かるもの	※申請時と実績報告を行う内容に変更がない場合は、提出不要です。
補助金の振込先が申請者と異なる場合	☐ 代理受領の委任状	
	☐ その他市長が必要と認めるもの	該当者のみ ※対象となる空き家や世帯の状況などにより、上記書類のほか、審査に必要な資料を求めることがあります。

●補助金交付の流れ



※1 まずは現地調査が必要になりますので、解体・撤去前に南砺で暮らしません課(0763-23-2037)へお問い合わせください。
除却後は対象になりません。

※2 交付決定通知書の到着後に着工し、期限(**毎年度2月末ごろ**)までに工事を完了すること。